

鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業実施要領（平成29年3月23日付第201600189232号鳥取県農林水産部長通知）新旧対照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1・2 略</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>1 新規就業支援事業</p> <p>(1) 技術習得支援事業 林業労働者として必要な基礎的技能を習得させるため、継続的・段階的な実地研修を行う。</p> <p>ア 助成対象 次の要件を全て満たす林業事業体に対して助成対象とする。 (ア)～(ウ) 略 (エ) <u>内部</u>講師には県及び公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団（以下「育成財団」という。）等が実施する指導者育成研修（コーチング研修、フォレストリーダー研修、フォレストマネージャー研修等）を受講したものであるとともに、事業主は林業労働に関する調査に協力すること。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 補助対象となる研修内容</p> <p>(ア) 新規就業者</p> <p>a 森林施業を実施するために必要な機械・器具の使用等に係る技術・技能を習得するための、現場における実技訓練及び講習を実施する。</p> <p>b 研修の期間は、新規就業者1人当たり年間100日以内とする。</p> <p>(イ) 新規参入事業体における作業員</p> <p>a 森林施業を実施するために必要な機械・器具の使用等に係る技術・技能を習得するための、現場における実技訓練及び講習を実施する。</p> <p>b 研修の期間は、年間100日以内とする。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 雇用条件改善事業 林業労働者の社会保障を充実するため、林業退職金共済、社会保険（健康保険、介護保険、厚生年金）、林業労働者共済年金、林業労働者年末一時金への加入を促進する。</p> <p>ア 林業退職金共済掛金助成事業 事業の対象者は、次の条件の全てを満たす者とする。 (ア) 林業事業体が雇用する林業労働者であって当該年度4月1日から3月31日までの年間就労日数等が<u>200日</u>以上の者であること。 (イ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 林業労働者福祉向上推進事業 林業労働者に対し、育成財団が取り扱う、林業労働者共済年金（以下「共済年金」という。）への加入を促進する。また、林業労働者に対し、林業労働者年末一時金を</p>	<p>第1・2 略</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>1 新規就業支援事業</p> <p>(1) 技術習得支援事業 林業労働者として必要な基礎的技能を習得させるため、継続的・段階的な実地研修を行う。</p> <p>ア 助成対象 次の要件を全て満たす林業事業体に対して助成対象とする。 (ア)～(ウ) 略 (エ) <u>外部</u>講師は県及び公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団（以下「育成財団」という。）等が実施する指導者育成研修（コーチング研修、フォレストリーダー研修、フォレストマネージャー研修等）を受講したものであるとともに、事業主は林業労働に関する調査に協力すること。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 補助対象となる研修内容</p> <p>(ア) 新規就業者</p> <p>a 森林施業を実施するために必要な機械・器具の使用等に係る技術・技能を習得するための、現場における<u>外部講師による</u>実技訓練及び講習を実施する。</p> <p>b 研修の期間は、新規就業者1人当たり年間100日以内とする。</p> <p>(イ) 新規参入事業体における作業員</p> <p>a 森林施業を実施するために必要な機械・器具の使用等に係る技術・技能を習得するための、現場における<u>外部講師による</u>実技訓練及び講習を実施する。</p> <p>b 研修の期間は、年間100日以内とする。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 雇用条件改善事業 林業労働者の社会保障を充実するため、林業退職金共済、社会保険（健康保険、介護保険、厚生年金）、林業労働者共済年金、林業労働者年末一時金への加入を促進する。</p> <p>ア 林業退職金共済掛金助成事業 事業の対象者は、次の条件の全てを満たす者とする。 (ア) 林業事業体が雇用する林業労働者であって当該年度4月1日から3月31日までの年間就労日数等が<u>250日</u>以上の者であること。 (イ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 林業労働者福祉向上推進事業 林業労働者に対し、育成財団が取り扱う、林業労働者共済年金（以下「共済年金」という。）への加入を促進する。また、林業労働者に対し、林業労働者年末一時金を</p>

<p>支給する。 (ア) 対象労働者 林業事業者が雇用する林業労働者</p> <p>(イ) ~ (エ) 略</p> <p>2 略</p> <p>第4 ~ 第6 略</p> <p>様式第1号 ~ 第6—2号 略</p>	<p>支給する。 (ア) 対象労働者 林業事業者が雇用する林業労働者 <u>であり、雇用開始日から5年以内の者である</u> <u>こと。</u></p> <p>(イ) ~ (エ) 略</p> <p>2 略</p> <p>第4 ~ 第6 略</p> <p>様式第1号 ~ 第6—2号 略</p>
--	---

附則

- 1 この要綱は、令和4年 月 日から施行し、令和4年度事業から適用する。